

滋賀県域道路啓開計画協議会 規約

（名称）

第1条 本会は、「滋賀県域道路啓開計画協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、大規模災害発生時における道路啓開を迅速かつ円滑に実施するため、滋賀県における、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、道路啓開の実施に係る連絡調整その他道路啓開を効果的に行うために必要な協議を行い、道路啓開の実効性向上を目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- （1）対象となる災害の種類や道路啓開の目標に関すること。
- （2）優先的に道路啓開を実施する路線・区間やその方法に関すること。
- （3）道路啓開に必要な資機材の備蓄又は調達に関すること。
- （4）道路啓開に関する実践的な訓練、情報収集及び伝達に関すること。
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、関連道路管理者及び各種関係団体等（以下、「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 協議会には会長、副会長を置くものとし、会長は滋賀県県土整備部長を、副会長は国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長をもって充てる。
- 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 協議会の構成員は、別紙ー1のとおりとする。ただし、会長は、必要に応じ構成員以外の者の協議会への出席を求めることができる。
- 5 協議会は、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設けることができる。ワーキンググループを設置した場合は、検討結果を協議会に報告しなければならない。

（協議結果の尊重）

第5条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(協議会及び協議会の資料等の公開)

第6条 協議会は原則として非公開とする。

- 2 協議会の配付資料及び議事概要は、遅延なく公開するものとする。ただし、道路啓開計画の作成に支障が生じる恐れがあるときは、協議会に諮り、配付資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 協議会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

- 2 事務局は国土交通省近畿地方整備局 道路部 道路管理課、滋賀国道事務所 管理第二課、滋賀県 県土整備部 道路保全課に置くものとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第9条 協議会は、法第28条の2第1項の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和8年7月3日から施行する。

滋賀県域道路啓開計画協議会 名簿

(順不同)

機 関	役 職	備 考
【道路管理者】		
国土交通省 近畿地方整備局	道路情報管理官	
国土交通省 近畿地方整備局	防災室長	
国土交通省 近畿地方整備局	滋賀国道事務所長	副会長
滋賀県	県土整備部長	会長
滋賀県道路公社	道路部長	
中日本高速道路（株）金沢支社	高速道路事業部長	
中日本高速道路（株）名古屋支社	保全・サービス事業部 企画統括課 担当課長 彦根保全 サービスセンター 所長 桑名保全 サービスセンター 所長	
西日本高速道路（株）関西支社	保全サービス事業部 保全サービス統括課長	
西日本高速道路（株）関西支社	滋賀高速道路事務所長	
【関係機関】		
滋賀県	防災危機管理局 防災対策室長	
滋賀県	健康医療福祉部 健康危機管理課長	
滋賀県警察本部	交通部 交通規制課長	
陸上自衛隊 第3偵察戦闘大隊	第3係主任	
滋賀県消防長会 大津市消防局	警防課長	
（一社）滋賀県建設業協会	副会長	
（一社）日本自動車連盟 関西本部	ロードサービス部長	
（一社）日本建設機械レンタル協会 関西ブロック	滋賀支部長	
（一社）日本機械土工協会 近畿支部	支部長	
（一社）建設コンサルタンツ協会 近畿支部	滋賀地域委員長	
（一社）滋賀県測量設計技術協会	会長	
関西電力送配電（株） 滋賀本部	統括グループ チーフマネージャー	
N T T西日本（株） 滋賀支店	設備部 災害対策室 担当課長	

（公社）日本水道協会	滋賀県支部長	
（一社）日本コミュニティーガス協会	事務局長	
大阪ガスネットワーク（株）	京滋事業部長	
【事務局】		
国土交通省 近畿地方整備局	道路部 道路管理課	
国土交通省 近畿地方整備局	滋賀国道事務所 管理第二課	
滋賀県	県土整備部 道路保全課	